

子発 0329 第 10 号  
令和 4 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 市 町 村 長 殿  
特 別 区 長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

#### 民間団体支援強化・推進事業の実施について

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 民間団体支援強化・推進事業実施要綱

### 1 目的

民間団体支援強化・推進事業は、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組を推進し、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、多様化・複合化、複雑化が見られる女性が抱える困難な問題に対応することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、都道府県、市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。

### 3 事業内容及び実施方法

原則として次の①から③の事業を行うものとする。

#### ① 民間団体支援推進事業

都道府県等は、地域において困難な問題を抱える女性への支援を行っている特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「NPO法人等」という。）の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、管内地域における支援の委託等を行う対象としての適格性を判断するための検討を行う。

#### ② 民間団体育成事業

都道府県等は、管内地域で困難な問題を抱える女性への支援を担うことができるNPO法人等を育成するため、NPO法人等へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施しているNPO法人等での実地訓練、その他NPO法人等の育成に資する取組を行う。なお、アドバイザーは、婦人保護事業又は社会福祉事業に従事した経験がある者又は社会的信望、婦人保護事業に対する理解がある者であって、民間団体に対する助言・指導等を行うことが適当と都道府県等が認めた者であること。

#### ③ 民間団体立ち上げ支援事業

都道府県等は、NPO法人等が、困難な問題を抱える女性への支援として、相談対応や自立支援の取組を継続的に実施することができるよう、立ち上げ支援を行う。

NPO法人等が実施する相談対応については、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施するほか、アウトリーチ支援としての声掛け、相談支援等を行った若年被害女性等からのその後の相談に対応する等、相談者のニーズに合わせた相談体制を整えるよう努めること。

また、自立支援については、累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期

間、継続的な支援が必要と判断される利用者を対象に、例えば、以下に掲げる支援を実施する。

ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

イ 利用者が自立して生活するために、就業についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、福祉事務所など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図る。

エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行う。

#### 4 留意事項

3③の民間団体立ち上げ支援事業について、若年被害女性等支援事業の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。

#### 5 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。